

# 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 募集要項

## ★ 「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」とは

「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」とは、犯罪のない安全なまちづくりと交通安全の推進を愛知県と連携して行う企業や団体をいいます。

こうした企業や団体を愛知県のパートナーとして登録し、企業や団体の皆様と連携して、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## ★ 登録の対象

愛知県内に本社、事業所等を有し、従業員、構成員等が概ね5人以上の企業または団体

※ 大企業・中小企業・個人経営などを問いません。

※ 商店街単位や職域団体での登録、NPOの登録も可能です。

※ 暴力団や暴力団員が役員となっている場合、又は暴力団等と密接な関係を有する場合は登録出来ません。

## ★ 登録基準

下記のすべてを満たす企業や団体をパートナーシップ企業として登録します。

(ア) 別添1、2に示すパートナーシップ活動プログラムに基づき、安全なまちづくり活動と交通安全活動の両方を自主的かつ積極的に実施する企業であること。(次項参照)

(イ) (ア)の活動を継続して行うことができること

(ウ) 必要に応じて行政や警察と連携したり、結果や成果について情報提供が可能であること

## ★ パートナーシップ活動プログラムの実施について

パートナーシップ活動プログラムは、安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業に行っていただきたい活動を大まかに区分したプログラムです。別添1(安全なまちづくり活動プログラム)及び別添2(交通安全活動プログラム)に示す項目から、実施する活動を選択してください。

実施する項目について、安全なまちづくり、交通安全ともAプログラム(顧客や地域に対する安全活動)から2項目以上、Bプログラム(企業内での安全活動)から2項目以上を選択してください。A-1から2項目、B-1から2項目という選択もできます。

企業や団体の独自の取組を実施する場合は、A-5、B-4を選択してください。

	安全なまちづくり	交通安全
Aプログラム	顧客や地域に対する活動	顧客・地域等に対する交通安全活動
A-1	顧客に対する情報提供・啓発活動(9項目)	顧客に対する情報提供・啓発活動(7項目)
A-2	地域における見守り・防犯活動(7項目)	地域における交通安全活動(7項目)
A-3	防犯ボランティア活動等への支援(4項目)	地域の交通安全ボランティア等への支援(3項目)
A-4	イベントにおける啓発活動(1項目)	イベントにおける啓発活動(1項目)
A-5	その他(独自の取組)	その他(独自の取組)
Bプログラム	企業・事業所内での安全なまちづくり活動	企業・事業所における交通安全活動
B-1	従業員等の防犯意識の高揚(4項目)	従業員等の交通安全意識の高揚(16項目)
B-2	従業員等に対する防犯教育(4項目)	従業員等に対する交通安全教育(14項目)
B-3	事業所及び周辺の防犯対策(2項目)	車両の安全確保(5項目)
B-4	その他(独自の取組)	その他(独自の取組)

## ★ 登録されると

- (1) 愛知県のパートナーシップ企業であることを示す登録証を交付し、登録プレートを提供します。
- (2) 自社の製品や各種印刷物、看板等に「安全なまちづくり・交通安全共通キャラクターマーク」や「安全なまちづくりシンボルマーク」、交通安全キャラクター「シーベルちゃん」等（以下「マーク等」とします）を使用し、パートナーシップ企業であることを広くPRすることができます。
- (3) 安全なまちづくりと交通安全に関する情報を提供します。
- (4) 社内教育やイベントでの啓発に必要な講師やアドバイザーの派遣、啓発資材の貸し出し等を支援します。
- (5) 愛知県公式ホームページ「ネットあいち」で登録企業を紹介します。

## ★ 応募方法

申請書（様式1）、パートナーシップ活動登録票（様式2）及びパートナーシップ活動プログラム（別添1、2）を県民安全課のWebページからダウンロードして御記入の上、企業や団体の概要がわかる資料（会社・団体の概要書、会社案内、団体パンフレット等）を添付し、郵送、持参又は電子メールにより県民安全課まで提出してください。

## ★ 登録完了通知

県で登録が完了した企業・団体には、登録証、登録プレート及び関係書類をお渡しします。

※提出された書類をもとに書面審査を実施します。審査の結果、登録いただけない場合があります。

## ★ 登録等について

### (1) 登録

登録は、登録取消届（様式4）の届出があった場合を除き、自動的に継続されます。

### (2) 活動報告

実施した活動については、活動報告書（様式3）により毎年1月末日までに報告をしてください。

### (3) その他

登録後、パートナーシップ企業としてふさわしくないと認められた場合、登録を取り消すことがあります。

## ★ 留意事項

- (1) マーク等を使用する場合には、事前に使用届出書の提出をお願いします。また、県の定めた使用条件、使用方法等を遵守してください。
- (2) 県民安全課では、交通安全啓発DVD等の貸出を行っています。御利用にあたっては事前に御相談ください。
- (3) 講師やアドバイザーの派遣については、御希望に添えない場合があります。事前にお問合せください。
- (4) 詳しくは、「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録要綱」を御覧ください。

## ★ 申込先・問合せ先

〒460-8501 （県庁個別郵便番号：所在地記載不要）愛知県防災安全局県民安全課

Tel: 交通安全グループ (052-954-6177) FAX: 052-954-6910

安全なまちづくりグループ (052-954-6176)

E-mail: kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp URL: <https://www.pref.aichi.jp/kenmin-anzen/>